

仕様書 A (建設人材育成コース) (案)

1 委託する訓練の内容

(1) 建設人材育成コースの概要

建設機械の運転技能だけでなく、パソコンスキル等の知識・技能を習得し建設分野における多様な人材を育成するための訓練コース。

(2) 受講対象者

公共職業安定所（以下「安定所」という）に求職申込を行っており、公共職業安定所長（以下「安定所長」という）から就職に向けた知識・技能の習得が必要であるとして受講指示、受講推薦、または支援指示を受けた者。

(3) 訓練設定時間及び訓練期間

ア 総訓練設定時間については 200 時間以上とし、1 月あたり 100 時間を標準とする。また、訓練期間については 2 か月以上とする。

なお、企業実習は 1 か月未満とすること。

イ 技能講習における 1 日の総訓練最長時間については、労働局から事前に承認を受けた範囲内の時間とすること。

(4) 訓練設定時間及び訓練期間に係るその他の事項・詳細は、「仕様書A（共通事項）」による。

2 訓練の設定における留意事項

(1) 建設分野において、即戦力となる人材を育成するため、建設機械等の運転技能や型枠などの実技に加え、安全衛生関係知識の習得、就職支援、ビジネスマナー、パソコンスキルなどの座学や企業実習を組み合わせた総合的な技能を習得する訓練を設定すること。

(2) 訓練内容が建設機械等の資格取得のみに留まることがないよう、原則として総訓練設定時間の 3 分の 1 以上を安全衛生関係知識の習得、就職支援やビジネスマナー、パソコンスキル等を含めた座学訓練に充てること。

(3) 業務の一部について、受託者から技専校等に対し再委託の申請をすることにより、再委託を行うことも差し支えない。ただし、再委託に係る経費は全て受託者が訓練実施経費の中から負担すること。

3 委託費

(1) 委託費

委託費の単価は、受講生 1 人 1 月当たり 100,000 円（外税）を上限とし、個々の経費の積み上げによる実費とする。

ただし、1 月あたりの訓練設定時間が 100 時間未満のもの（祝日、お盆及び年末年始の休校日が該当することにより 100 時間未満となる場合を除く。）にあっては、当該月の上限単価は、上限単価（100,000 円）を訓練設定時間の割合で按分した金額とする。

(2) 委託費及びカリキュラムの設定に関する留意事項

本コースの委託費及びカリキュラムの設定に当たっては、業者選定後厚生労働省へ事前協議をすることが必要となるため、この協議の結果、開講の中止やカリキュラムの内容等の変更を依頼することもあり得るので留意すること。

(3) 委託費に係るその他の事項・詳細は、「仕様書A（共通事項）」による。